

山 運 輸 第 4 3 0 号  
山 運 整 第 4 1 9 号  
令 和 7 年 3 月 1 9 日

管内自動車運送事業者 殿

山形運輸支局長  
(公印省略)

自動車運送事業者行政処分基準の改正について

標記について、令和7年3月17日付けで東北運輸局長及び自動車交通部長並びに自動車技術安全部長から以下の通達があったので、了知されたい。

- ・「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」の一部改正について
- ・「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の一部改正について
- ・「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱いについて」の一部改正について
- ・「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等の基準」の一部改正について
- ・「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」の一部改正について
- ・「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」の一部改正について
- ・「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の一部改正について
- ・「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の一部改正について
- ・「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の一部改正について